

2025 年 6 月

株式会社 日本法令

<https://www.horei.co.jp/>

## 令和 7 年度税制改正に伴う「源泉徴収簿兼賃金台帳関係商品

(給与 B-2、M-2、F-2、C-2、L-2、K-2、P-2、S、源泉 7)」

### での年末調整について

令和 7 年度の税制改正により、令和 7 年 12 月 1 日から「特定親族特別控除」の創設が予定されています。これに伴い、給与所得に対する源泉徴収簿の様式も改正される見込みです。

弊社の「源泉徴収簿兼賃金台帳」関係商品をご利用のお客様におかれましては、令和 7 年 12 月 1 日以降の年末調整時に、控除項目の追加や記入方法の変更が必要となる可能性がございます。

正式な情報が国税庁より公表され次第、弊社ホームページ等でもご案内いたしますが、確実にご案内をお届けするためにも、下記のユーザー登録フォームより事前にご登録いただくことをおすすめいたします。ご登録いただいたお客様には、準備が整い次第、メール等でご連絡差し上げます。

何卒よろしくお願いいたします。

#### ■ユーザー登録フォーム

<https://www.horei.co.jp/iec/registrations/>



以上